国道48号で特殊車両許可書の確認を行いました

6月17日（火）東根市関山の国道48号駐車帯で、特殊車両などを対象とした合同取り締まりを行いました。
取り締まりにあたっては、村山警察署に車両誘導のご協力をいただき、車両の計量や携帯書類の審査を行いました。
無許可で走行する特殊車両や過積載の車両は、道路施設の寿命を縮める等の悪影響があったり、重大事故に繋がる恐れがあります。ルールを守って安全に走行しましょう。

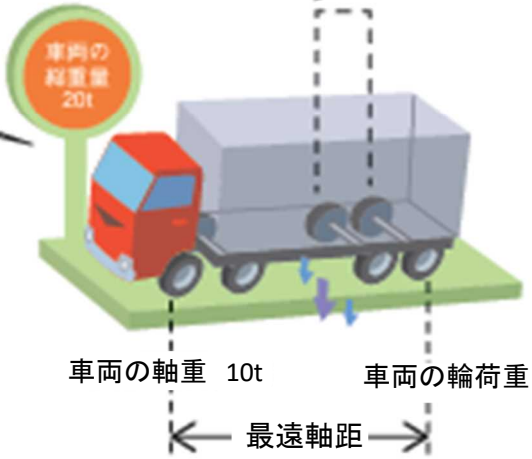
【高さ指定道路】
道路管理者が道路の構造の保全及び、交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路であり、高さの一般的制限値を4.1mとする道路のこと

【重さ指定道路】
道路管理者が道路の構造の保全及び、交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路であり、総重量の一般的制限値を車両の長さ及び軸距に応じて最大25tとする道路のこと
（幅、長さ、高さの最高限度は一般的制限値と同じ）

車両の総重量、軸重、隣接軸重及び輪荷重

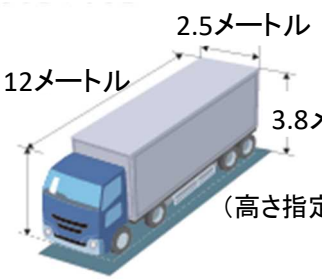
18.0t:隣り合う車軸の軸距が1.8m未満
19.0t：隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、
　　かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5t以下
20.0t:隣り合う車軸の軸距が1.8m以上

高速自動車国道及び
重さ指定道路は最大25.0t



車両の軸重　10t　　車両の輪荷重　5t
最遠軸距
（車両の最前軸と最後軸の軸間距離）

車両の幅、長さ、高さ



（高さ指定道路は4.1m）

＊関山トンネルは高さ3.8mまでです。
ご注意ください！

車両の最小回転半径





特殊車両とは？
車両の構造が特殊であるトレーラーなどを言います。
幅、長さ、高さ及び総重量のいずれか一つの制限値を超える車両は特殊車両通行許可書の携帯が必要となります。



無許可で、または許可条件に違反して、特殊な車両を通行させた者、または道路監理員の通行の中止などに対しては、罰則が定められています。この罰則は、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主も、同じように科されます。

国土交通省　東北地方整備局　山形河川国道事務所　山形国道維持出張所
〒990-2331　山形市飯田西五丁目６番４号
ＴＥＬ　023-641-2090　　ＦＡＸ　023-641-4435
http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/yamaiji

道路の異状を発見したら、道路緊急ダイヤル（無料）＃９９１０へお知らせください！